

都市公園等遊具施設点検業務委託（R 8）
仕様書及び見積参考資料

《仕様書》

1 業務目的

遊具施設の点検を実施することにより、事故を未然に防止し、計画的な更新と利用者の安全を図る。

2 点検対象

岡山市内公園遊具（健康遊具を含む）（他課管理・指定管理施設を除く）
・都市公園（都市計画区域外公園を含む）の内、遊具が設置されている
322 公園
（調査対象公園及び遊具の増減があった場合も、点検対象とする。）

3 適用

- （1）本仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受託者の責任において履行すべきものとする。
- （2）全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は次の（a）（b）の順とする。
 - （a）契約書
 - （b）本仕様書

4 業務管理

- （1）業務管理体制を確立し、品質・工程・安全・法令遵守等の業務管理を行うこと。
- （2）受託者は、業務責任者・業務担当者を定め監督員に届け出ること。また、変更した場合も同様とする。
- （3）業務責任者は、業務担当者に作業内容及び監督員の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。
- （4）業務を行う月日及び時間帯は、作業工程表により実行すること。
- （5）業務契約図書に定められた業務月日に変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ、変更届を提出し、承諾を受けた後に業務の実施にあたること。

5 点検内容

劣化点検のみとする。

(一社) 日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」、「定期点検表」に基づいて実施し、その結果について報告するものとする。

点検業務の中で測定を行う必要がある場合は定められた測定機器又は

(一社) 日本公園施設業協会認定の J P F A 点検器具を使用して行うこと。

6 報告

遊具毎に定期点検票の点検項目による点検を行い、写真を添付し提出すること。

【提出書類】 電子データ 1部

ただし、集計表及び遊具リスト等の発注者が求めるものについては印刷し、1部提出すること。

7 費用負担について

点検業務に要する器械・器具・諸材料等は、全て受託者の負担とする。

また、点検業務にあたり発生する一切の損害は、受託者の負担とする。

ただし、発注者の責めによる場合は、この限りではない。

8 災害の補償について

点検業務の実施にあたり、受託者の点検従事者に災害その他事故が発生しても、発注者はその責めを負わない。

9 その他

点検業務にあたり、公園利用者の安全を確保すること。また、受託者は点検従事者の指導教育の徹底を図ること。また、この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、別途協議するものとする。

《見積参考資料》

1 本見積参考資料は、積算数量の積算内容を示したもので、契約上の拘束力を生じるものではなく「設計図書」とはならない。

よって、業務を完了させるための一切の手段については、受託者の責任において定めるものとする。

2 設計金額の表示単位

本委託の設計金額の表示単位は、以下のとおりとする。

項目	数値処理	単位（円）
1. 施工代価表	1円未満切り捨て	円止まり
2. 直接委託費	—	円止まり
3. 諸経費	委託価格が万円単位になるように、10,000円未満を端数調整	円止まり
4. 委託価格	—	万円止まり
5. 消費税相当額	—	円止まり
6. 受託対象委託費	—	円止まり

3 決定単価

本業務委託は、下記の通り見積に基づき決定した単価を使用している。

- ① 公園施設製品安全管理士：31,400円/人
- ② 公園施設製品整備技士：25,700円/人
- ③ 技術員：24,300円/人

4 その他

- ① 直接物品費の経費対象は、労務費の合計としている。
- ② 業務管理費の経費対象は、労務費の合計と直接物品費の合計としている。
- ③ 諸経費 30%以内

※委託価格が万円単位になるように、10,000円未満を端数調整している。

上記積算条件は、当該委託の許容価格算出のために使用した条件であり、入札の公平性並びに円滑化を図るため示したもので、入札者の判断基準等を拘束するものではない。よって、上記記載の条件は、入札者の判断基準と相違する場合であっても変更の対象としない。